

令和8年度 山梨ともしび基金「モデル事業」

助成金申込の手引き

～地域福祉の課題解決に向けた先駆的な取り組みを支援します～



申込締切 令和8年3月13日(金)必着

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会

目 次

1 助成事業の趣旨	P 1
2 対象団体	P 1
3 対象事業	P 1
4 助成条件	P 1
5 助成対象期間	P 2
6 助成金額	P 2
7 対象経費	P 2
8 申込の流れ	P 2
9 申請窓口	P 3
10 申込手続きに必要な書類	P 3
11 助成の決定	P 3
12 助成決定後の手続き	P 3
13 対象経費一覧	P 4
14 申込窓口一覧（市町村社会福祉協議会名簿）	P 5
15 Q&A よくあるご質問内容について	P 6
16 様式	P 7
(1) モデル事業助成金交付要綱	
(2) モデル事業助成金交付申込書	

1 助成事業の趣旨

県民の皆様からいただいた善意の寄付金を原資として、毎年、基金の運用益と寄付金を合わせ、県内で活動する福祉・ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人等（社会福祉協議会を除く）が行う県内の地域福祉課題の解決に向けた先駆的な新規事業（モデル事業）に対し助成を行います。

* 先駆的な新規事業（モデル事業）とは？

県内の地域福祉課題を積極的に解決するための取り組みとして、福祉・ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人等が行う他の「模範・活動の参考」となる「新規の事業」を指します。

2 対象団体

山梨県内に活動拠点があり、設立1年以上の活動実績がある福祉・ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人等（社会福祉協議会を除く）を対象とします。

* 法人格の有無は問いません。

3 対象事業

上記対象団体が行う地域福祉課題の解決に向けた先駆的な新規事業が対象となります。毎年行っている通年事業は対象外となります。また、助成事業の実施にあたり、事業に必要な予算のうち、自己資金20%が必要となります。

また、令和8年度も以下の5分野を重点助成分野として助成を行います。

(令和8年度重点助成分野)

- ①地域住民の支え合い・助け合いを広げる取り組み
- ②孤独・孤立問題の解決に向けた取り組み
- ③生活困窮者（世帯）支援の取り組み
- ④災害ボランティア活動の普及に関する取り組み
- ⑤高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉の増進を図る取り組み

4 助成条件

助成申込には、以下の条件を満たすこととします。

- ①1団体1事業の助成とします。

（団体構成人員・役員のおおよそ半数が同一の団体は同一団体とみなす。）

- ②申請団体が通年で行う活動等は対象となりません。

- ③社会福祉施設からの申請の場合、単一の施設内で実施する研修等は助成対象となりません。複数の社会福祉法人が連携して行う事業が対象となります。
- ④政治的、宗教的な活動を目的とした事業、または団体は助成の対象となりません。
- ⑤申請団体は、助成金申請額に対して20%の自主財源を確保してください。
- ⑥山梨ともしひ基金助成事業であることをチラシや成果物等へ明示してください。
- ⑦他の助成事業の申請と重複することはできません。

5 助成対象期間

この助成事業の助成期間は单年度とし、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に行われる事業とします。

事業の実施内容により、継続して行う必要があると見込まれる事業は、その内容により、1年の継続を認める場合があります。

6 助成金額

最低助成金額を30万円以上、100万円以内とし、助成金額は全事業費の4／5以内とします。

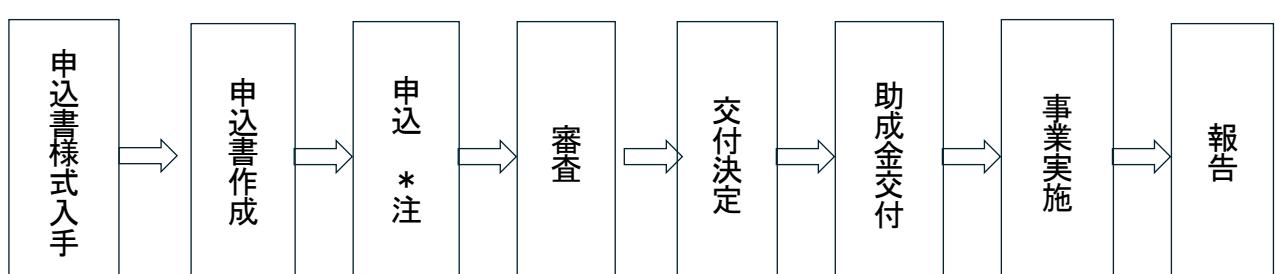
7 対象経費

助成事業を行うために必要な経費とし、経費の内訳（科目）は巻末の一覧を参照下さい。

（対象とならない経費）

打ち合わせ会等の飲食費、講師謝礼以外のお礼やお土産、寸志など（自己資金分で対応し、助成金申請分には含まないで下さい。）

8 申込の流れ



* 令和8年度の山梨ともしひ基金助成事業の申込締切は、令和8年3月13日（金）午後5時までとなります。

9 申請窓口

申込窓口は、団体の所在地の市町村社会福祉協議会へ締切期限内に郵送または、持参にてお申込み下さい。

持参での申込書提出の場合は、平日の業務時間内でお願いします。

詳細は5ページの市町村社会福祉協議会名簿をご参照下さい。

10 申込手続きに必要な書類

助成金交付の申込の際には、以下の必要書類をご用意下さい。

①申込書（1部）*

②会則（1部）*

③会員または役員名簿（1部）*

④団体の活動がわかるパンフレット等がある場合は、添付して下さい。

*印の書類は必須となります。

11 助成の決定

書類審査、審査会を経て、年度内に申込事業の採択・不採択を決定し、申し込み団体に対し、令和8年3月末までに通知致します。

12 助成決定後の手続き

（1）助成金交付手続き（令和8年4月）

助成金の振り込み先口座等の確認

（2）変更手続き

申込内容等に変更が生じた場合は、変更手続きを行っていただきます。

助成事業の内容を変更または中止しなければならなくなつた場合は、事前に連絡の上、所定の変更申請書を提出して下さい。

助成事業を中止する場合は、助成金額の全額を返還していただきます。

* 変更手続きの様式データは山梨県社会福祉協議会のホームページ内にある山梨ともしひ基金助成事業のページよりダウンロードいただけます。

（3）実施報告

助成事業の完了の日から1ヶ月以内に所定の助成事業実施報告書、収支決算書、領収書の写し等、必要書類を提出して下さい。

* 様式データは上記同様に山梨ともしひ基金助成事業のページよりダウンロードいただけます。

山梨しともしひ基金「モデル事業」経費科目一覧

対象経費以外は助成対象になりません。

対象外経費が支出された場合、助成金の返還が生じる場合がありますので、あらかじめご注意ください。
ご不明な点は、事前に事務局にお尋ねください。

(山梨県社会福祉協議会 福祉振興課 電話055-251-0039)

予算科目	【助成できる経費】	【助成できない経費】
1 諸謝金	・外部に依頼した講師に支払う謝金	・団体構成員が講師の場合は対象外 ・寸志、お礼は謝金としないこと ・講師への土産等は、謝金としないこと
2 旅費	・外部に依頼した講師等の交通費（実費）、宿泊費、駐車場代	・団体構成員が講師の場合は対象外 ・団体構成員が使用する車のガソリン代は対象外 ・団体構成員の打合せ等に関する費用は対象外 ・広報活動にかかる施設等入園料は対象外とする（観光施設等）
3 賃借料	・事業に必要な会場の使用料、冷暖房費 レンタカー借り上げ代ほか	・団体構成員の所有の会場等への謝礼費用は対象外 ・一般住宅利用（個人宅）は対象外 ・デイサービス等の公的サービスを行う施設での利用代は対象外 ・団体構成員保有の車両借り上げの謝礼費用は対象外 ・事業の下見としての費用は対象外
4 保険料	・事業に必要な外部の参加者の保険料	・団体構成員のボランティア活動に係る保険料は除く
5 消耗品費	・事業に必要な消耗品 (使用枚数がわかるもの) ・外注する印刷代	・機材、備品等は対象外 ・領収書のないコピー代などは対象外 ・個人、知人、団体事務所への印刷代は対象外
6 通信運搬費	・切手、はがき、宅急便代等	・電話、携帯電話、FAXなどの通信費は、明確な使用額がわからないので対象外
7 教材費	・研修等に使用するための参考書、絵本など。	・参加者全員に配るような賞品、景品は対象外
その他		・飲食代は対象外 ・他団体に対する寄付金、資金援助、会費、負担金は対象外

※助成金の支出の際は、請求書・領収書の保管をお願い致します。実績報告時にコピーを提出いただきます。

市町村社会福祉協議会名簿

No.	社協名	郵便番号	住所1	電話
1	甲府市社会福祉協議会	400-0858	甲府市相生2-17-1	055-225-2116
2	富士吉田市社会福祉協議会	403-0004	富士吉田市下吉田4-2-15	0555-23-8105
3	都留市社会福祉協議会	402-0051	都留市下谷2516-1	0554-46-5115
4	山梨市社会福祉協議会	405-0006	山梨市小原西843-4	0553-22-8755
5	大月市社会福祉協議会	401-0015	大月市大月町花咲10	0554-23-2001
6	韮崎市社会福祉協議会	407-0037	韮崎市大草町若尾1680	0551-22-6944
7	南アルプス市社会福祉協議会	400-0332	南アルプス市鏡中条1642-2	055-283-8711
8	北杜市社会福祉協議会	408-0011	北杜市高根町箕輪新町50	0551-47-5202
9	甲斐市社会福祉協議会	400-0123	甲斐市島上条3163	055-277-1122
10	笛吹市社会福祉協議会	406-0822	笛吹市八代町南917	055-265-5182
11	上野原市社会福祉協議会	409-0112	上野原市上野原3163	0554-63-0002
12	甲州市社会福祉協議会	404-0042	甲州市塩山上於曽977-5	0553-34-8195
13	中央市社会福祉協議会	409-3821	中央市下河東620	055-274-0294
14	市川三郷町社会福祉協議会	409-3601	市川三郷町市川大門416	055-272-4179
15	早川町社会福祉協議会	409-2714	早川町草塩88	0556-45-3003
16	身延町社会福祉協議会	409-2523	身延町波木井272-1	0556-62-3773
17	南部町社会福祉協議会	409-2305	南部町内船8812	0556-64-2075
18	富士川町社会福祉協議会	400-0505	富士川町長澤1942-1	0556-22-8911
19	昭和町社会福祉協議会	409-3864	昭和町押越955-1	055-275-0640
20	道志村社会福祉協議会	402-0218	道志村9334	0554-52-2072
21	西桂町社会福祉協議会	403-0021	西桂町下暮地915-7	0555-25-3333
22	忍野村社会福祉協議会	401-0511	忍野村忍草1445-1	0555-84-4121
23	山中湖村社会福祉協議会	401-0501	南都留郡山中湖村山中12-5	0555-62-2227
24	鳴沢村社会福祉協議会	401-0320	鳴沢村1584	0555-85-5008
25	富士河口湖町社会福祉協議会	401-0302	富士河口湖町小立2487	0555-72-1430
26	小菅村社会福祉協議会	409-0211	小菅村6027	0428-87-0431
27	丹波山村社会福祉協議会	409-0300	丹波山村2901	0428-88-0480

Q & A よくあるご質問内容について

Q 過去に山梨ともしひ基金の助成を受けたことがありますか、助成申込はできますか？

A 申込いただけます。

Q 他の助成事業と同内容での助成申込はできますか？

A 他の助成事業との重複申込はできません。別事業でお申込み下さい。

Q 必要書類の会則について、少人数のメンバーで活動しており、会則を定めていません。申込はできますか？

A 会則は必要書類となりますので、会則の無い場合は、申込ができません。

Q 助成事業で備品購入することはできますか？

A 事業活動で必要とされる備品を購入することは可能です。特に金額の制約等は設けていませんが、備品購入のみを目的とした申込は受付ていません。

Q 助成金の積算は1円単位で計算が必要ですか？

A 千円未満は切り捨て、千円単位で計算して下さい。

Q 助成金の管理口座は個人名義の口座でもよいですか？

A 個人口座への振り込みはできませんので、団体の名義の口座が必要となります。

Q 申込した助成金を全額使用しなかった場合、残金はどうなりますか？

A 執行されなかった助成金の残金は返金していただきます。

上記のほか、ご不明な点は、電話・メールなどでお気軽にお問合せ下さい。

様 式

(1) 山梨ともしび基金「モデル事業」助成金交付要綱

(2) 「モデル事業」助成金申込書

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会
山梨ともしび基金
「モデル事業」助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、山梨県内における社会福祉活動の助成のために行う助成金の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の財源)

第2条 助成金の財源は、当該年度の基金の果実収入及び寄付金の範囲内とする。

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業は、民間の社会福祉活動について助成を行うことにより、民間の社会福祉活動の促進、充実を図り、もって県民福祉の増進に寄与する上で適切な事業であって、以下に該当する事業とする。

(1) 助成対象

設立1年以上の活動実績がある福祉・ボランティア団体、社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）、NPO法人等が行う地域福祉の課題解決に向けた先駆的な新規事業。

(2) 重点助成分野

※特に以下の分野に対し重点的に助成を行う。

- ①地域での住民相互の支え合い・助け合いを広げる事業
- ②高齢・障害・児童福祉の増進を図る事業
- ③孤独・孤立問題の解決に向けた事業
- ④生活困窮者（世帯）への支援事業
- ⑤災害ボランティア活動の強化に係る事業

2 申請するには、以下の条件を満たすこと。

- ・1団体1事業の助成とする。
(団体構成人員・役員のおおよそ半数が同一の団体は同一団体とみなす。)
- ・申請団体が通年で行う活動等は助成対象とならない。
- ・社会福祉施設からの申請の場合、単一の施設内で実施する研修等は助成対象とならない。
- ・政治的、宗教的な活動を目的とした事業、または団体は助成の対象とならない。
- ・申請団体は、助成金申請額に対して20%の自主財源を確保する。
- ・山梨ともしび基金助成事業であることをチラシや成果物等へ明示する。
- ・他の助成事業の申請と重複していないこと。

(助成金額)

第4条 助成金の額は、前条に規定する事業の実施に直接要する経費の4／5以内とする。

- 2 前項の助成金の額は、年度内において一事業当たり100万円以内とする。
また、最低助成金額を30万円以上する。

(助成対象経費)

第5条 助成金交付の対象となる経費は、第3条に掲げる事業を行うための経費とする。

- 2 対象経費は別表1のとおりとする。

(助成期間)

第6条 この助成金の助成期間は、単年度（4月1日から3月31日まで）とする。

- 2 事業の実施内容により継続して行う必要があると見込まれる事業は、その内容により1年の継続を認める場合がある。
- 3 継続申請については、助成年度の活動内容、継続が必要な理由を添えて、次年度募集の期間内で申請を受け付ける。

(助成金交付申込書等の提出)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申込書（第1号様式）に、団体会則等、団体の活動の詳細がわかるものを添えて、本会会長（以下「会長」という。）が定める申請受付期間内に、最寄りの市町村社会福祉協議会に提出するものとする。

- 2 助成金申請書類を受けた市町村社会福祉協議会は、とりまとめの後、山梨県社会福祉協議会へ申請書類を送付する。

(助成事業の審査結果及び通知)

第8条 会長は、前条の規定による申込書を受理したときは、その内容を審査し、助成事業として承認する事業（以下「助成事業」という。）を、助成事業承認通知書（第2号様式①）により当該申込書を提出した者に通知するものとする。なお、承認しない事業については、助成事業不承認通知書（第2号様式②）により通知するものとする。

(助成金の支払区分)

第9条 助成金の支払いは、概算払の方法によるものとする。

(助成金の支払いの請求)

第10条 第8条の承認の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、助成金の支払いの請求に当たって、概算払請求書（第3号様式）に必要な書類を添えて、会長が定める期間内に会長に提出しなければならない。

- 2 助成金の交付は振込にて行うこととする。振込先である口座は団体名義のものとし、個人名義のものは認めない。

(助成金の支払い)

第 11 条 会長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、内容が適当であることを確認の上、助成金を支払うものとする。

(助成金の目的外使用の禁止)

第 12 条 助成対象者は、助成金を助成事業目的以外の用途に使用してはならない。

(事業変更（中止）等の報告)

第 13 条 助成対象者が、助成活動の内容を変更または中止しなければならなくなつたときは、事前に会長に助成事業変更（中止）申請書（第 4 号様式①）を提出し、その指示を受けなければならない。

活動内容の変更とは、開催予定日程、回数、実施場所、予算等のことを言う。

2 予算の変更は、決定した助成金額を増額することはできない。

第 14 条 会長は、前条の規定による助成事業変更（中止）申請書を受理した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、変更（中止）承認通知書（第 4 号様式②）により助成対象者へ通知し、事業の変更（中止）により助成金の返還が生じた場合には、助成金返還請求書（第 5 号様式）を送付する。

(事業の調査等)

第 15 条 会長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象者に対し報告させ、又は指導及び調査を行うことができるものとする。

2 助成対象者は、前項の指導を受けたときは、これに誠実に遵守しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し)

第 16 条 会長は、助成対象者が次の各号に該当する場合には、助成金の交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 申請事業の実施が不可能となった場合
- (2) 助成金の交付の申込み又は支払いの請求について、不正の事実があった場合
- (3) 助成対象者が助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- (4) 助成事業の遂行が助成金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合
- (5) 助成対象者が第 15 条の規定による調査等を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (6) 助成金の交付の辞退があった場合
- (7) その他この要綱に定めるところに違反した場合

2 前項の規定は、助成事業の終了後においても適用する。

3 前項の規定により取消しをした場合には、助成対象者に対して、助成金の全額返還を請求することができる。

(助成金の返還)

第 17 条 会長は、前条の規定に該当する事実を確認した時は、その内容を審査の上、助成金返還請求書（第 5 号様式）を通知し、返還金を請求するものとする。

2 助成対象者は、返還請求を受けた場合は、会長の定める期限までに助成金を返還しなければならない。

(助成事業の完了報告)

第 18 条 助成対象者は、助成事業の完了した日から 1 ヶ月以内に助成事業実施報告書（第 6 号様式①）、収支決算書（第 6 号様式②）に領収書の写し等、必要な書類添えて、会長に提出しなければならない。ただし、3 月 31 日に助成事業が終了する場合は、翌年度の 4 月末日までに提出するものとする。

(助成事業の完了通知)

第 19 条 会長は、前条の規定による報告を受けたときは、助成事業の実施内容及びその支出が適正であるか否かを調査し、適正であると認められたときは、助成事業完了通知書（第 6 号様式③）により、助成対象者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 7 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 6 月 13 日から施行する。

(第1号様式)

令和8年度 山梨ともしひ基金「モデル事業」助成金交付申込書

山梨県社会福祉協議会会長 様

令和 年 月 日

1 申請区分①	モデル事業助成			
2 申請区分②	<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 継続		
3 団体名称				
4 所在地 注1)	〒			
5 代表者役職・氏名				
6 申請担当者役職・氏名				
7 申請担当者連絡先	〒			
	TEL	FAX		
	携帯番号	E-mail		
8 団体の設立年月日				
9 団体の設立目的				
10 会員数	名			
11 現在の活動内容				
12 助成金申込 事業名				
13 開催予定日または時期				
14 参加予定人数	会員 名 一般 名			
15 申込助成金額	円 (30万円以上100万円以内)			
16 事業予算の全体概要 ・申請助成金額の20%以上 の自己資金が必要となります ・当助成金以外に充てる補助 金や助成金があれば記入し てください ・対象外経費はすべて自己資 金分で計上してください ・助成対象経費は、科目一覧 を参照してください ・科目が足りない場合は行を増 やして下さい。	山梨ともしひ基金助成金		円	
	自己資金(対象外経費含む)		円	
	その他の補助金や助成金		円	
	事業総額		円	
			予算額	予定内容
	1	諸謝金	円	
	2	旅費	円	
	3	賃借料	円	
	4	保険料	円	
	5	消耗品費	円	
6	通信運搬費	円		
7	教材費	円		

17 ともしひ基金助成からの助成について	過去にともしひ基金の助成を受けたことが（有・無）
18 他の助成申請予定 ・本申請事業について、他の助成事業にも申請する予定がある場合は、ご記入下さい。	他に助成を申請する予定が（有・無）
	申請先
	助成事業名
	申請額
19 申請事業の具体的な内容 (どのような事業を行うのか、助成金の使途も含めて具体的にご記入下さい。)	
20 申請する事業について	1新しい取り組み(従来行っている活動と比較して、新しい企画や内容について、お書きください)
	2期待できる効果 (事業の対象者にどのような効果が期待できるか、お書きください)
21 添付書類(※必須)	<input checked="" type="checkbox"/> 会員名簿 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の会則または定款 <input type="checkbox"/> 団体の活動内容がわかるもの(チラシ、パンフレット等)
22 申請書提出前チェック	<input type="checkbox"/> 申請事業の内容が定例活動や通年で行っている事業ではない <input type="checkbox"/> 申請事業の内容が重点助成分野に該当する <input type="checkbox"/> 全ての記入欄に記入済み

注1) 団体名だけで郵便物が届かない等の事故を防ぐため、個人宅が事務所になっている場合は、
様方等の記載をお願いします。

社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会

福祉振興課内 山梨ともしび基金助成事業担当

〒400-0005 甲府市北新1丁目2-12 山梨県福祉プラザ4階

TEL 055(251)0039 FAX 055(254)8614

E-mail vos-chiiki@y-fukushi.or.jp

様式データは山梨県社会福祉協議会ホームページよりダウンロードいただけます。

山梨ともしび基金 で 検索 